

坂井市企業立地奨励金制度

坂井市では、坂井市に進出いただける企業、または市内で事業施設の増設を行う企業に対して、次のような支援制度を用意しています。

地域区分	建設	助成金名称	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付限度額
テクノポート福井	新設	企業立地促進助成金	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、コールセンター業	・土地、建物の取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 10億円以上 ・新規雇用者等 30人以上 ※コールセンター業の場合は100人以上	投下固定資産総額の20%	5億円
					・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 10人以上 ※コールセンター業の場合は50人以上		3億円
テクノポート福井以外の地域	新設	企業立地促進助成金	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所 成長産業(※5)	・土地、建物の取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 3人以上	投下固定資産総額の3%~10%(※1) (成長産業は+2%ただし、上限10%)	1億円
市内全域		コールセンター業	・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 25人以上		投下固定資産総額の10%		
市内全域	増設	用地取得費助成金	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所 成長産業(※5)	・土地の取得費	・投下固定資産総額 5,000万円以上 ・新規雇用者等 3人以上	土地取得費の3%~10%(※1)	5,000万円
					・投下固定資産総額 5,000万円以上 ・新規雇用者等 25人以上	土地取得費の10%	
市内全域	移設	事業施設設置費助成金	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所 成長産業(※5)	・建物の取得費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 3人以上	用地取得費の3%~10%(※1) (移設後の用地面積から移設前の用地面積を差し引いた面積相当分)	-
					・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 25人以上	成長産業は、用地取得費の5%~10%(※2)	
市内全域	増設	事業施設設置費助成金	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所 成長産業(※5)	・建物の取得費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 5,000万円以上 ・新規雇用者等 3人以上	操業開始後3年間に賦課された対象家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額の30%~100%(※3)	-
					・投下固定資産総額 5,000万円以上 ・新規雇用者等 25人以上	成長産業は、操業開始後3年間に賦課された対象家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額の50%~100%(※4)	
市内全域	移設	事業施設設置費助成金	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所 成長産業(※5)	・建物の取得費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 3人以上	操業開始後2年間に賦課された対象家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額の30%~100%(※3)	-
					・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 25人以上	成長産業は、操業開始後2年間に賦課された対象家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額の50%~100%(※4)	
市内全域	新設増設移設	雇用促進助成金	製造業、物流業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所、成長産業(※5)、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業(※6)	・事業施設の建設に伴う雇用拡大に要する経費	・企業立地促進助成金、 ・用地取得費助成金、 ・事業施設設置費助成金 ・空き施設活用助成金又は ・本社機能立地促進助成金のいずれかの適用認定を受けていること。	事業施設の建設に伴い、操業開始日1年前から操業開始後3年以内の間に常時使用する従業員として新たに採用され、市内に住所を有し、かつ、採用された日から1年以上継続して雇用されている者1人につき20万円(障がい者を雇用した場合は40万円)	-
市内全域	新設増設	空き施設活用助成金	製造業、物流業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所 成長産業(※5)、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業(※6)	・土地建物に係る賃貸借費	・空き施設を活用して操業すること ・延べ面積600㎡以上 ・新規雇用者等 5人以上 (ただし、コールセンター業は25人以上)	賃借借費3年分の1/4	1,000万円
市内全域	新設増設移設	本社機能立地促進助成金	本社機能の移転又は拡充を行う市外企業(※6)	・土地取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費 ・事務棟、研究所、研修所及び本社機能の立地に伴い設置する住宅の建設費 ※本社機能の新設・拡充に係る分のみを対象とする	・本社機能の新設又は拡充(増床)を伴うこと ※建屋の建て増しは必要としない ・新規雇用者等5人以上 (U・Iターン者のみを雇用する場合は3人以上)	投下固定資産総額の20% (移設の場合、建物については移設前の固定資産評価額を、土地については移設前の用地面積をそれぞれ差し引いた分)	2億円

新規雇用者等とは、操業開始日1年前から操業開始後1年以内に雇用する新規雇用者(障がい者を含む)、転属者(新たに市内に住所を有する者に限る)をいいます。

- ※1 助成率の算定にあたっては、新規雇用者3名の場合は3%とし、新規雇用者数が1名増える毎に1%を加算します。(ただし上限10%)
- ※2 助成率の算定にあたっては、新規雇用者3名の場合は5%とし、新規雇用者数が1名増える毎に1%を加算します。(ただし上限10%)
- ※3 助成率の算定にあたっては、新規雇用者3名の場合は30%とし、新規雇用者数が1名増える毎に10%を加算します。(ただし上限100%)
- ※4 助成率の算定にあたっては、新規雇用者3名の場合は50%とし、新規雇用者数が1名増える毎に10%を加算します。(ただし上限100%)
- ※5 成長産業：先端技術産業および健康増進産業をいいます。詳細は坂井市観光産業課までお問い合わせください。
- ※6 本社機能の移転又は拡充を行う市外企業：本社が市外にあり、既に事業実績がある企業又はその出資により市内に設置された企業で、本社機能を市外から移転する者及び市内において本社機能の新設又は拡充を行う者をいいます。
- ※7 建設を行うおとする事業者と運営事業者が異なる場合は、運営事業者が採用した新規雇用者等を含めることができる。

Sakai

Company Location

企業立地 in SAKAI
新たなビジネスの発信基地へ

